

資 料

英米刑事法研究（２）

早稲田大学英米刑事法研究会
（代表 田 口 守 一）

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

ミランダ違反自白とその派生証拠の許容性
—Missouri v. Seibert, 124 S. Ct. 2601 (2004);
United States v. Patane, 124 S. Ct. 2620 (2004) —

洲 見 光 男

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

ミランダ違反自白とその派生証拠の許容性

—Missouri v. Seibert, 124 S. Ct. 2601 (2004);

United States v. Patane, 124 S. Ct. 2620 (2004) —

- I はじめに
- II サイバート判決
- III パテーン判決
- IV 解説
- V おわりに

I はじめに

アメリカ合衆国（連邦）最高裁が1966年に言い渡したミランダ判決⁽¹⁾は、ブラウン判決⁽²⁾や後のロウ判決⁽³⁾同様、激しい賛否両論を惹き起こした。連邦最高裁は2000年、ディカーソン判決⁽⁴⁾において、ミランダ法則は「憲法準

-
- (1) Miranda v. Arizona, 384 U. S. 436 (1966) [紹介, 田宮裕・アメリカ法1966年2号328頁]. 同判決の示した「ミランダ法則」とは、身柄拘束中の容疑者を尋問する場合には、尋問に先立って、①黙秘する権利（黙秘権）があること、②供述すれば不利益な証拠となりうることを、③弁護人の立会いを求める権利があること、および、④弁護人を依頼する資力がなければ（公費で）弁護人を付してもらうことができることを告知しなければならない（「ミランダ告知（警告）」）、取調べ中に容疑者が黙秘したいとか、弁護人の立会いを希望したいと申し出たときは、直ちに尋問を中止しなければならない、これらの手続に反する取調べによって得られた自白その他の供述は、証拠として使用することができない、というものである。

ミランダ判決およびミランダ関連判例に関する包括的研究として、小早川義則『ミランダと被疑者取調べ』（1995年）がある。最近の論稿として、柳川重規「ミランダ法理の憲法上の意義について」法学新報110巻7＝8号271頁参照。

- (2) Brown v. Board of Education, 347 U. S. 483 (1954).
(3) Roe v. Wade, 410 U. S. 113 (1973).
(4) Dickerson v. United States, 530 U. S. 428 (2000). 本判決は、自白の許容性

則 (constitutional rule)」であることを再確認するとともに、「先例拘束性 (stare decisis)」の原理に従って、ミランダ判決を変更しないとの判断を示した。同判決は、ミランダ法則を「予防準則」と捉えるミランダ関連判例を変更することはなかったが、その憲法準則との整合性に疑問を投げかけるものであった。本稿で紹介するサイバート (Seibert)、パテーン (Patane) の2判決は、連邦最高裁が2004年、ミランダ関連判例の1つであるエルスタッド判決⁽⁵⁾の射程範囲につき判断を示したものである。

II サイバート判決

〔事案の概要〕

クリントン警察官は、殺人容疑で被告人 (サイバート) を逮捕したが、その際、ミズリー州ローラのハンラハン警察官の指示に従い、ミランダ告知をしなかった。警察署へ連行された被告人は、ハンラハン警察官から、ミランダ告知を与えられないで、30分から40分間取調べを受け、最終的に自白をした。20分間の休憩の後、ハンラハン警察官は、テープ・レコーダーのスイッチを入れ、被告人にミランダ告知をし、権利放棄書への署名を得た。ハンラハン警察官は、取調べを再開し、被告人が前にした自白を同人に突きつけ、あらためて同趣旨の自白を得た。

第1級殺人罪で起訴された被告人は、ミランダ告知を受ける前にした供述

を「任意性テスト」によって判断し、ミランダ法則で要請される権利告知をしたかどうかは自白の任意性を認定する際の考慮事情の一つにすぎないことを内容とする合衆国法典18篇3501条を違憲としたものである。本判決につき、小早川義則「米連邦最高裁ミランダを再確認」現代刑事法2巻19号63頁、同「ミランダの意義と限界—合衆国最高裁ディカソン判決を契機に—」名城法学50巻別冊・法学部創立50周年記念論文集165頁、鈴木義男ほか「座談会：ミランダの射程—ディカソン判決の意義と日本法への示唆—」現代刑事法3巻2号4頁、田中利彦「ミランダ判決の再確認」法律のひろば54巻10号70頁等参照。控訴審判決につき、松尾浩也「Dickerson v. United States—ミランダ判決の帰趨」現代刑事法2巻5号2頁がある。

なお、3501条の立法経緯については、Yale Kamisar, *Can (Did) Congress "Overrule" Miranda*, 85 CORNELL L. REV. 883, 887-906 (2000) 参照。

- (5) *Oregon v. Elstad*, 470 U. S. 298 (1985) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第3巻』(1989年) 90頁〔信太秀一〕、渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅰ』(1989年) 99頁〔中野目善則〕]。

と告知を受けた後にした供述の双方について、証拠排除を求めた。証拠排除審理手続において、ハンラハン警察官は、「まず質問し、それからミランダ告知をし、その後、前の供述と同じ内容の供述を得るまで質問を繰り返す」という自分が教えてもらった取調べ技術を用いたと証言するとともに、被上告人がミランダ告知を受けてした負罪供述は、大部分が告知を受ける前にしたものと同一であったことを認めた。

事実審裁判所は、ミランダ告知を受ける前の供述を証拠排除したが、告知後の供述は許容されたとした。被上告人は、第2級殺人で有罪判決を受けた。ミズリー州控訴裁は、本件はエルスタッド判決と区別できないとして、事実審裁判所の判断を維持した。これに対し、ミズリー州最高裁は、本件では、エルスタッド判決の事案と異なり、ミランダ告知が意図的になされなかったのであり、告知後の供述は任意にされたものとは認められないと判断した。政府側の上告受理の申立てが認められた。

〔判旨—上告棄却〕

1 複数意見（スーター裁判官執筆。スティーヴンス、 ギンズバークおよびブライヤーの各裁判官同調）

(1) 本件の問題は、ミランダ告知を与えないで得られた自白（以下、「ミランダ違反自白」という）と同一内容の、その後にミランダ告知を与えて得られた自白が許容されるかどうかである。ミランダ判決は、自白が強制される危険を減少させ、自己負罪拒否特権を実効的に保障するためには、容疑者は権利を適切かつ効果的に告知され、かつ、権利の行使は十分に尊重されなければならないと結論づけた。同判決は、身柄拘束中の容疑者のした自白の許容性を、権利の告知にかからしめたのである。

被上告人の自白が許容されるかどうかの判断にあたっては、ミランダ法則と本件で採用された「まず取り調べる（question-first）」手法の相対立する目的に注意を払わなければならない。ミランダ判決は、供述するか黙秘するかで自由に合理的な選択を妨げるおそれのある取調べの問題性を検討し、容疑者は憲法の保障するこの選択権を適切かつ効果的に告知されなければならないとした。しかし、「まず取り調べる」手法の目的は、容疑者が権利を理解していれば決してしないであろう自白を得ることにあり、すでに自白を得た後、ミランダ告知をするのに都合のよい時期を待つことによって、ミランダ告知を効果的

でないものとするにある。

そこで、問題は、具体的状況の下で、ミランダ判決の要求するように、告知が効果的であったと合理的に認定できるかどうかである。ミランダ告知によって、容疑者は、供述するか黙秘するかを選択権があることを教えられたか、前に供述していたとしてもこれから黙秘する権利があることを伝えられたか。取調べを受けてきた容疑者が、ミランダ告知によって供述するかどうかを選択しうる立場に置かれないう限り、ミランダ法則が遵守されたと解することはできないし、告知をして行った取調べとこれをせずに行った取調べとを区別して扱うことも許されない。ミランダ告知が取調べの途中で与えられると、容疑者は、権利の性格と権利放棄の意味を正しく理解できないおそれがあるし、ミランダ告知の前後に接合してなされた取調べを、告知が介在したという理由だけで、相互に独立したものと評価するのも非現実的である。

(2) 州側は、本件自白はエルスタッド判決によって許容されるべきであると主張している。エルスタッド判決の事案においては、侵入盗の容疑で被告人（エルスタッド）を逮捕するためその自宅に赴いた警察官が、被告人と一緒に母親のいる居間で立ち止まって、自分は被告人が事件に関与しているのではないかと思うと述べたところ、被告人は、犯行現場にいたことを認めた。エルスタッド判決は、警察官が居間で立ち止まったのは「容疑者を取り調べるためではなく、母親に逮捕の理由を告げるためであった」と指摘し、また、その際、ミランダ告知をしなかったのは、短時分のやりとりが身柄拘束を伴う取調べにあたるかどうかについての判断ミスによるものであったとした。警察署での取調べの冒頭、被告人は、ミランダ告知を受け、その後、先にした負罪供述の範囲を超える自白をした。エルスタッド判決は、ミランダ告知を受けなかった負罪供述によって、後にミランダ告知を受けてした自白の性格が決定されるという「かばんから出た猫（cat out of the bag）法理」を採用しなかった。また、同判決では、警察官の意図について明白な判断が示されていなかったが、居間での会話はミランダ告知に関する善意のミス（a good-faith Miranda mistake）によるものであり、そのミスはその後になされた注意深いミランダ告知によって訂正が可能であったものとして扱われたと解すべきである。

エルスタッド判決と本件との事実関係を比較すると、取調べの途中でなされたミランダ告知がその目的を達成するうえで十分に効果的たりうるかどうかと関係する重要な事実が明らかとなる。すなわち、告知前の取調べにおける質問と応答はどの程度完結的で詳細なものであったか、告知前の供述と告知後の供

述とは、その内容がどの程度重複するものであったか、取調べは、どのようなタイミングで、また、どんな状況下で行われたのか、取調官は同じであったか、さらに、取調官の質問から、どの程度、告知の前後における取調べが連続するものとみることができたかである。

本件では、ミランダ告知を欠いた取調べは警察署で行われ、質問は系統的、徹底的であり、心理的な技術が用いられた。取調べが終了したとき、負罪的な供述はほとんどすべてなされていた。告知をした取調べが始まったのは、前の取調べの終了から15分ないし20分後のことであり、取調べは同じ場所で行われた。先の取調べを行った警察官がミランダ告知をし、その際、警察官は、とくに、前に得られた供述が不利益に使用し得ないことを告知しなかった。前にした自白への言及がなされたことは、これからなされる質問が先の質問・応答と連続したものに過ぎないとの印象を強めた。告知前の取調べでした供述を告知後の取調べで繰り返すことを拒否するのは不自然であったであろうから、告知の前後における取調べは連続したものとみるのが合理的である。こうした事情の下では、容疑者の立場に置かれた合理的な人間にとって、ミランダ告知が正しく理解され、効果的であったとすることには疑問がある。

2 補足意見（ブライヤー裁判官執筆）

2段階の取調べ技術（two-stage interrogation technique）が用いられた場合は、ミランダ告知の懈怠が善意で（in good faith）なかったときに限り、告知をしないで行われた取調べの果実である供述は排除されるべきである。複数意見のアプローチも、実際上は、毒樹の果実の法理の適用として機能するものと思われるので、複数意見に同調する。また、ケネディ裁判官の意見にも、このアプローチと合致し、善意の例外が適用されることを明らかにしている限りにおいて、同調する。

3 結論同調意見（ケネディ裁判官執筆）

本件で用いられた2段階の取調べ技術は、前に負罪供述をしてしまったときは、もはや黙秘する権利がないものと容疑者に思わせてしまうものであって、ミランダ法則を潜脱する。さらに、本件では、取調官は、ミランダ告知をした後の取調べにおいて、被上告人が告知を受ける前にした負罪供述を同人に突きつけ、それを認めるよう迫っているが、これは、単に前の供述を繰り返すことは負罪的でないという誤った示唆を黙示的に与えた。

複数意見の判断基準は、意図的および非意図的な（intentional and unintentional）２段階の取調べの両者に適用される。しかし、明確性は、ミランダ法則のもつ長所の１つであるが、複数意見の基準があらゆる取調べに適用されると、その明確性が減殺されてしまう。そこで、本件におけるように、２段階の取調べがミランダ告知の有効性を減殺するよう計算して行われた場合にのみ、複数意見の基準が適用されるべきであり、ミランダ違反の影響を治癒しうる（curative）措置が講ぜられなかった限り、告知前の供述とその内容が実質的に関連する告知後の供述は許容されない。これに反し、意図的な２段階取調べ戦略が採用されない限り、告知後になされた供述の許容性は、エルスタッド判決によって判断される。

４ 反対意見（オコナー裁判官執筆。レーンクィスト長官とスカリーアおよびトーマス両裁判官同調）

複数意見はエルスタッド判決を十分に尊重しておらず、また、ケネディ裁判官は不適切にも主観的意図を重視しているので、それぞれに反対する。２段階の取調べ手続によって得られた供述の許容性は、エルスタッド判決でも採用された「任意性」テストによって判断したいと思う。ミランダ告知前になされた被告人の供述（第１供述）の任意性を判断し、それが不任意なものであれば、その第２自白に与える影響が時間の経過や事情の変更によって消去されたかどうかを検討しなければならない。第１供述と告知後の第２供述との間に経過した時間、取調べ場所・取調べ官の変更などはすべて、当該強制が第２供述に継承されたかどうかと関係する事情である。ミランダ告知を与えたにもかかわらず、不任意なものであるときに、第２自白は排除されるべきである。

III パテーン判決

〔事案の概要〕

被告人（パテーン）が元ガールフレンドとの接触を禁止する裁判所の命令（restraining order）に違反したとされる事件を捜査中のフォックス警察官は、重罪で有罪判決を受けたことのある被告人がグロック（Glock）ピストルを違法に所持している旨の連絡を受けたベナー刑事とともに、被告人の家へ赴いた。フォックス警察官は、禁止命令違反の容疑で被告人を逮捕し、ベナー刑事は、被告人に対しミランダ告知をしようとしたが、被告人に権利を知

っていると言われ告知を遮られたため、黙秘権しか告げなかった。ベナー刑事からグロックピストルのことを尋ねられた被上告人は、当初、その件について話をするのを躊躇していたが、執拗な尋問の末、ピストルは寝室にあることを教えた。ベナー刑事は、寝室でピストルを発見・押収した。

被上告人は、重罪で有罪判決を受けた者による銃器所持の罪で起訴された。地区裁判所は、被上告人を逮捕する相当な理由はなかったとして、銃器の証拠排除を認めた。第10巡回区控訴裁判所は、ディカーソン判決に照らし、ミランダ告知をしないで得られた供述の果実であるピストルは証拠排除されるべきであるとした。政府側の上告受理の申立てが認められた。

〔判旨一破棄差戻し〕

1 複数意見（トーマス裁判官執筆。レーンクイスト長官およびスカリーア裁判官同調）

(1) 本件では、ミランダ告知をしないで得られた供述がもととなって発見された物的証拠は、ミランダ告知をしなかったという理由により、証拠排除されるのかどうかを判断しなければならない。ミランダ法則は、修正5条の自己負罪拒否特権を保護するため採用された予防準則（prophylactic rule）である。したがって、ミランダ法則を本件に適用することを正当化する根拠は存在しない。自己負罪拒否特権条項がそうであるのと同様、ミランダ法則の眼目は、刑事裁判に置かれている。ミランダ法則は、警察官の行動基準を示したものではない。単にミランダ告知をしなかったことは憲法に（ミランダ法則にすら）違反するものではないので、毒樹の果実の法理は適用されない⁽⁶⁾。

自己負罪拒否特権条項は、「何人も刑事事件において、自己に不利な証人（witness）となることを強要されない」と規定している。同条項の与える保護の核心は、何人も裁判で自己に不利な証言を強要されないことにある。任意にされた供述から得られた物的証拠が提出されることによって、同条項が侵害されることはあり得ない。

当裁判所は、自己負罪拒否特権の保護を企図した予防準則を承認するとともに、それを適用してきた。しかし、予防準則は、自己負罪拒否特権の現実の侵害がない場合にも保護を与えようとするものであるから、強制的な自己負罪を

(6) See, e. g., *Chavez v. Martinez*, 538 U. S. 760, 764-768, 772-773 (2003) (plurality opinion).

拒否する権利を保護する必要性がなければ、予防準則の拡張適用は正当化されない。まさにこうした理由から、ミランダ違反供述は、一現実に強要されたものでないときは、一現実に強要された供述の果実と違って、公判で被告人の証言を弾劾するために使用することが許されているのである。一般的にいうと、ミランダ法則は、ミランダ違反供述とその果実は本来的に汚染されているものとして、その証拠排除を要請するものではない。そうした画一的排除は、信用性のある証拠を確保する修正5条の目的からも、抑止論拠によっても正当化することはできない。

さらに、自己負罪拒否特権条項は、不合理な搜索を禁止する修正4条と異なり、排除法則を内包している。当裁判所は、「警察の強制的な取調べを受ける容疑者は、その不任意な供述（あるいは、その供述から派生した証拠）が後の刑事裁判で使用されることから自動的に保護されている」と繰り返し説明している。

最後に、ミランダ判決を憲法準則と性格づけたディカーソン判決は、以上の理解をいささかも変更するものではない。

(2) 控訴裁判所は、ディカーソン判決に依拠して、ミランダ告知をしないで供述を得ることは容疑者の憲法上の権利を侵害するとの立場を採用した。しかし、それが正当でないのは、以上述べたとおりである。また、控訴裁判所は、政策的にみて、被上告人の自己負罪供述と物的証拠とを区別することはできないという立場をとっている。しかし、憲法の「証人」という文言は、自己負罪拒否特権条項の及ぶ範囲を供述証拠に限定するものである。

2 結論同調意見（ケネディ裁判官執筆。オコナー裁判官同調）

ミランダ違反自白の果実である物的証拠を許容しても、強制された負罪供述が裁判で許容される危険は生じない。しかし、被上告人に完全なミランダ告知をしなかったことをミランダ法則違反と性格づけるべきかどうか、ミランダ違反自白が公判に提出されない限り抑止すべきものが何もないかどうかについては、判断をする必要はない。複数意見の結論にのみ同調する。

3 反対意見（スーター裁判官執筆。スティーヴンスおよびギンズバーグ両裁判官同調）

多数意見は、修正5条は物的証拠の許容性と関係しないと繰り返し述べているが、それは言い過ぎである。問題は、当裁判所が警察にミランダ告知を怠る

インセンティブを与えないので、毒樹の果実の法理を適用すべきかどうかである。多数意見は、ミランダ法則を無視する重要な誘引を警察官に与えてしまった。

ミランダ判決によると、物的派生証拠の排除については、ミランダ違反自白は強要されたものと推定され、かつ、修正 5 条はその証拠排除を要請する。

4 反対意見（ブライヤー裁判官執筆）

スーター裁判官がその反対意見で述べたのと同様の理由およびサイバート判決において私が同調意見で述べたのと同様の理由で、本件にも毒樹の果実の法理を適用したいと思う。このアプローチの下では、ミランダ告知の懈怠が善意であったのでない限り、告知をしないで行った取調べにより得られた物的証拠は排除される。

IV 研 究

1 判例の系譜

(1) 1970年代以降の連邦最高裁判例⁽⁷⁾は、排除法則は憲法の直接の要請によるものではなく、警察官の違法行為の抑止をとおして、不合理な搜索・押収を受けない権利（修正 4 条）や自己負罪拒否特権（修正 5 条）の保護を実効あらしめるため、裁判所によって創案された「予防準則（prophylactic standards）」にすぎないと性格づけるようになった⁽⁸⁾。このことは、排除法則が適用されるかどうかは、もはや「権利（rights）の問題ではなく、救済手段（remedies）の問題」⁽⁹⁾となったことを意味する。こうした排除法則の性格・

(7) See, e. g., *United States v. Calandra*, 414 U. S. 338 (1974) [紹介, 井上正仁・アメリカ法1976年1号125頁]; *Michigan v. Tucker*, 417 U. S. 433 (1974) [紹介, 松本時夫・アメリカ法1976年1号119頁]; *Oregon v. Elstad*, 470 U. S. 298 (1985).

(8) 鈴木義男『連邦最高裁による捜査手続の規制』『日本の刑事司法再論』（1997年）143-144頁所収。排除法則に関する包括的研究として、井上正仁『刑事訴訟における証拠排除』（1985年）参照。

なお、アメリカにおける排除法則全般を素描した最近のものとして、洲見光男『アメリカにおける排除法則の現況』現代刑事法 5 巻11号49頁がある。

(9) *Yale Kamisar, Confessions, Search and Seizure and the Rehnquist Court*,

根拠づけがなされたことによって、将来における違法な捜査活動を抑止することが期待できない場合には排除法則は適用されず、抑止効が期待できる場合であっても、利害得失 (costs and benefits) の比較衡量により、排除法則の弊害が大きいつきにはその適用を否定する途が拓かれたのであった。

1971年のハリス判決⁽¹⁰⁾は、違法な警察活動を抑止するというミランダ法則の目的は、違法な証拠を有罪立証の目的で使用するのを禁止することによって十分達成されるなどとして、ミランダ告知が不完全であった場合になされた供述を、弾劾証拠として許容した。1974年のタッカー判決⁽¹¹⁾は、ミランダ告知は自己負罪拒否特権の一部ではなく、その特権を保護するための「予防準則」にすぎないから、ミランダ違反供述である果実の排除は、証拠排除による抑止効果と、信用性のある証拠を許容することによる効果的な訴追の利益とを比較衡量して、判断されるべきであるとしたうえ、不十分なミランダ告知の後になされた容疑者の供述に基づき判明したアリバイ証人の証言を許容した。1985年のエルスタッド判決⁽¹²⁾は、タッカー判決に依拠して、ミランダ違反自白の果実がミランダ告知を受けてした容疑者自身の任意の供述である場合についても同様に解した。また、その前年 (1984年) のクォーレス判決⁽¹³⁾は、公共の安全に対する脅威が生じている状況下で警察官の質問に答える必要性は、自己負罪拒否特権を保護するための予防準則の必要性に優越するとの判断を示し、公共の安全に対する脅威があり緊急を要する場合には、ミランダ告知をしなくても尋問することができるという「公共の安全の例外 (public safety exception)」を認めた。

このように連邦最高裁は、ミランダ判決後、ミランダ法則の適用を制限する判例を言い渡してきたのであるが、これらの判例は、①警察官が従うべき準則

34 TULSA L. J., 465, 486 (1999) (quoting *United States v. Calandra*, 414 U. S. at 354, 348, 349).

(10) *Harris v. New York*, 401 U. S. 222 (1971) [紹介, 熊本典道・判例時報639号17頁]. See *Oregon v. Hass*, 420 U. S. 714 (1975) [紹介, 鈴木義男編・アメリカ刑事判例研究第1巻 (1982年) 135頁 [神坂尚]]. 弾劾例外につき, 山田道郎「違法収集証拠の弾劾的使用」法律論叢61巻4 = 5号296頁。

(11) *Michigan v. Tucker*, 417 U. S. 433 (1974).

(12) *Oregon v. Elstad*, 470 U. S. 298 (1985).

(13) *New York v. Quarles*, 467 U. S. 649 (1984) [紹介, 川端和治・ジュリスト856号120頁, 渥美編・前掲注5]『米国刑事判例の動向Ⅰ』87頁 [香川喜八朗], 鈴木編・前掲注5]『アメリカ刑事判例研究第3巻』84頁 [平澤修].

(“conduct” rules「行為」準則)と②裁判所が従うべき(証拠の許容性に関する)準則(“decision” rules「裁判」準則)のいずれに関するものかによって分類することができよう⁽¹⁴⁾。ミランダ関連判例の中には、容疑者が修正5条の弁護人依頼権を行使した場合には、少なくとも弁護人が利用可能となるまで、取調べを再会することは別件を含めて一切許されないとした1988年のロバーソン判決⁽¹⁵⁾など、「行為準則」としての側面を強化する判例もあるが、「裁判準則」については、ミランダ法則の適用がほぼ一貫して制限されてきているとみてよい⁽¹⁶⁾。ミランダ判決に対する根本的な批判は、「有罪率が低下する」⁽¹⁷⁾という点に向けられたが、連邦最高裁は、ミランダ違反自白およびその果実としての供述の許容性を一定限度で認めることにより、こうした批判に答えてきたともいえるであろう⁽¹⁸⁾。

(2) エルスタッド判決で残されていた問題は、ミランダ告知が意図的に行われなかった場合とミランダ違反自白の果実が物的証拠である場合の取扱いである。意図的にミランダ告知をしないで取調べを行って自白を採取しても、これを弾劾証拠として利用することが許され、あるいは、そうした自白がもととなって発見された物的証拠が積極証拠として許容されるということになれば⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾、ミランダ法則に意図的に違反する尋問(いわゆる「ミランダ法則の

(14) Carol S. Steiker, *Counter-Revolution in Constitutional Criminal Procedure? Two Audiences, Two Answers*, 94 MICH. L. REV. 2466 (1996).

(15) Arizona v. Roberson, 486 U. S. 675 (1988) [紹介, 多田辰也・アメリカ法1990年1号99頁].

(16) Steiker 教授は, Burger=Rehnquist 両コートの判例のうち, 排除法則に関するものに Warren コートに対する「反革命」(counter-revolution) 傾向がみられるとする。See Steiker, *supra* note 13, at 2469-71.

(17) 様々な調査研究が行われたが, 最近のものとして, たとえば, Paul G. Cassell, *Miranda's Social Costs: An Empirical Reassessment*, 90 NW. U. L. REV. 387 (1996) [有罪率の低下を3.8%とみる]; Stephen J. Schulhofer, *Miranda's Practical Effect: Substantial Benefits and Vanishingly Small Costs*, 90 NW. U. L. REV. 500 (1996) [有罪率の低下は, ミランダ判決直後でせいぜい0.78%, 現在ではそれ以下と推定されるという] 参照。

(18) ミランダ法則違反に対する人身保護令状による救済については, 洲見・前掲注7) 論文50頁参照。

(19) 近時, 強制自白の果実である物的証拠の許容性を認める見解が主張されている。See Akhil Reed Amar & Renée B. Lettow, *Fifth Amendment First Principles: The Self-Incrimination Clause*, 93 MICH. L. REV. 857 (1995) (こ

外で (outside Miranda)」の尋問⁽²¹⁾を抑止することは困難であるほか、「裁判準則」としての意義が大幅に失われてしまうことが危惧されていた。本件サイバートおよびパテーン両判決は、連邦最高裁が、ディカーソン判決後、これら2つの問題について判断を示したものである。

2 両判決の意義

サイバート判決は、「意図的にミランダ告知をしないで取り調べて負罪供述 (第1 自白) を得た後、ミランダ告知をして同一内容の負罪供述 (第2 自白) を採取する」2 段階の取調べ手法が行われた場合において、第2 自白の許容性は、ミランダ告知が具体的状況のもとで有効になされたかどうかによって判断されるとし、パテーン判決は、ミランダ告知違反の自白をもとに得られた物的証拠の許容性を認めたものである。両判決には、多くの論点が含まれているが、以下では、とくに重要と解される毒樹の果実の法理⁽²²⁾を中心として、エ

の主張に対する反論として、Yale Kamisar, *Response: On the "Fruits" of Miranda Violations, Coerced Confessions, and Compelled Testimony*, 93 MICH. L. REV. 929 (1995) がある)。

- (20) ミランダ法則違反となるのは、ミランダ違反供述を公判で使用する时候であるとする見解につき、たとえば、Steven D. Clymer, *Are Police Free to Disregard Miranda?*, 112 YALE L. J. 447, 456 n. 25 (2002) 参照。

- (21) 「ミランダ法則の外で」の尋問に関するトレーニング・マニュアルにつき、Charles D. Weisselberg, *Saving Miranda*, 84 CORNELL L. REV. 109 (1998) [紹介、堀江慎司・アメリカ法2000年2号331頁]; Charles D. Weisselberg, *Detering Police from Deliberately Violating Miranda: In the Stationhouse after Dickerson*, 99 MICH. L. REV. 1121, 1135-51 (2001) 参照。

また、ミランダ告知の意義を減殺し権利放棄を得るために警察が編み出した戦略に関する実証的研究として、Richard A. Leo, *The Impact of Miranda Revisited*, 86 J. CRIM. L. & CRIMINOLOGY 621 (1996) がある。その簡潔な紹介として、洲見光男「ミランダ判決三〇周年に寄せて」刑法雑誌37巻1号108頁。

- (22) See, e. g., Wong Sun v. United States, 371 U. S. 471 (1963). 毒樹の果実の法理につき、光藤景皎・刑事訴訟行為論 (1974年) 291頁、川出敏裕「いわゆる『毒樹の果実論』の意義と問題点」『松尾浩也先生古稀祝賀論文集下巻』(1998年) 513頁、柳川重規「不任意自白に由来する自白および証拠物—毒樹の果実法理の展開—」現代刑事法3巻2号51頁、同「毒樹果実法理の適用と裁判所の証拠排除権限」法学新報101巻3=4号211頁、小早川義則「毒樹の果実」刑事訴訟法の争点〔第3版〕(2002年) 172頁、同「毒樹の果実排除と反復自白の許容性」『光藤景皎先生古稀祝賀論文集下巻』(2001年) 527頁等参照。

ルスタッド判決との関係を検討することとする。

(1) 第2自白の許容性を判断するについては、2つの方法がある。①第1自白の任意性を判断し、それが任意にされたものであるときは、ミランダ告知を受けてなされた第2自白はその任意性が推定されるとする考え方と、②第2自白が有効なミランダ告知の産物であるかどうかを問題とし、ミランダ告知の有効性が認定されるときは、第2自白は許容されるとする考え方である。①は、ミランダ違反自白(第1自白)は毒樹の果実の法理という毒樹ではないことを前提とする立場であるが、前述のとおり、毒樹の果実の法理により第2自白の許容性を判断するゆき方はタッカー判決およびそれに依拠したエルスタッド判決によって拒絶されている。本件サイバート判決における反対意見は①を採用し、②は複数意見の採る考え方である。

修正5条に違反して得られた自白は、いかなる目的にもこれを使用することは許されないし、また、その自白から得られた派生証拠は、物証であれ人証であれ、毒樹の果実として証拠から排除される⁽²³⁾。不任意自白とミランダ違反自白とで一線が画かれているのであるが、これは、ミランダ違反は修正5条違反(供述の強要)とみなないことの帰結であり、これを根拠づけるのがミランダ法則を「予防準則」と捉える判例理論であった⁽²⁴⁾。ところが、ディカーソン判決は、ミランダ法則が「憲法準則」であることを再確認したため、異なる扱いにはもはや許されなくなったのではないかという問題⁽²⁵⁾を生じさせていたが、本判決で複数意見が②の考え方を採ったことによって、この問題は未解決のまま残された。

(2) 次に、①の考え方は、「猫をかばんから出したこと」(「自白したこと」)が第2自白の任意性に与える影響をどうみるかによって2つに分かれる。1つは、いったん自白(第1自白)をした以上、それによって自分の運命は決まってしまったと考えるのは自然であり、それがその後の自白(第2自白)の任意性に影響を与えるとする見解である。これに対し、もう1つは、任意にされた

(23) See, WAYNE R. LAFAYE, ET AL., CRIMINAL PROCEDURE 526 (4th ed. 2004).

(24) See Stephen J. Schulhofer, *Reconsidering Miranda*, 54 U. CHI. L. REV. 435, 436 (1987).

(25) ディカーソン判決は、毒樹の果実の法理を適用しなかったエルスタッド判決につき、ミランダ判決が憲法判断を提示したものでないことを示すものではなく、修正4条にいう不合理な捜査はミランダ告知なしの尋問と異なることを認めるものにすぎない、としていた(United States v. Dickerson, 530 U. S. at 441)。

有罪であることの秘密の暴露による心理的影響は、強制にあたるとは認められないし、また、その後にミランダ告知を受けてなされた権利放棄や自白の任意性に疑いを生ぜしめるものではないとする見解である。エルスタッド判決は、「〔ミランダ告知を欠いたが〕強制的でなかった取調べは第2 自白の任意性を推定させる」⁽²⁶⁾として後者の立場に立っているのであるが、同判決も、ミランダ違反自白のもつ「心理的な効果 (psychological effects)」を認めなかったわけではなく、それに「憲法上の意味 (implications)」を付与することを拒否したのであった⁽²⁷⁾。ところが、本件サイバート判決の複数意見は、ミランダ告知の有効性判断において、2つの取調べの間に経過した時間や取調べ場所・取調官・取調べ主題の異同等が重要な考慮事情となるとしているが⁽²⁸⁾、これらの事情は、前者の見解において問題とされるいったん自白をしたことに伴う「容易に消去し得ない強制」(lingering compulsion)⁽²⁹⁾が遮断されたかどうかを判断する際の事情と共通している。複数意見は、エルスタッド判決によって拒絶された「かばんから出た猫法理」を復活させたとの見方⁽³⁰⁾も、その限りで成り立つように思われる。

(3) これと関連するが、本件サイバート判決の複数意見は、エルスタッド判決と異なる判断方法を採用する理由として、事案の違いを指摘している。すなわち、エルスタッド判決では、居間での会話はミランダ告知に関する「善意」のミスによるものであり、それはその後になされたミランダ告知によって訂正が可能であったものと扱われたと解すべきだ、というのである。こうした事案の区別が有効であるのは、複数意見の判断方法が「悪意の」ないし「意図的な」ミランダ違反にのみ適用される場合である。しかし、補足意見も結論同調意見も、複数意見の判断方法は「悪意」「意図的」取調べと「善意」「非意図的」取調べの両者に適用されると解している⁽³¹⁾。こうした理解が正しいとす

(26) Oregon v. Elstad, 470 U. S. at 309.

(27) *Id.*, at 311.

(28) いかなる事情が認められれば、ミランダ告知の有効性を肯定できるかは、複数意見の示す判断基準から明らかでない。ただ、ミランダ告知をする際に、告知を受けないでした第1 自白は使用できない旨を容疑者に知らせることだけで、ミランダ告知が有効となることはないとしている。Missouri v. Seibert, 124 S. Ct. at 2616.

(29) Oregon v. Elstad, 470 U. S. at 311.

(30) *The Supreme Court, 2003 Term*, 118 HARV. L. REV. 306, 313 (2004).

(31) Breyer裁判官のいう「善意の例外」は、排除法則に対する「善意の例外」

ると、複数意見が本件とエルスタッド判決の事案との区別の根拠とするところと、それが提示する判断方法の射程範囲との間に齟齬が生ずる。ディカーソン判決によって、ミランダ法則の意図的な違反については、エルスタッド判決など限定判例の射程範囲の制限が必要となったとの見方⁽³²⁾が示されていたが、善意による２段階の取調べに対しても、複数意見の判断方法が採用されるとすると、エルスタッド判決の射程範囲は、事実上限定されたこととなる。

(4) 本件パテーナ判決は、ミランダ違反自白の果実が物的証拠である場合にもその許容性を認めた。論点として、①実際に強要されたものでない供述の物的果実を許容することは修正５条の問題であるのか（ミランダ違反（自白）は毒樹となるのかの問題といいかえてもよい）（毒樹適格）、②修正５条の適用は供述証拠に限定されるのか（射程範囲）、および、③ミランダ法則違反はミランダ違反供述を公判で使用するときに発生するのか（発生時期）の３つを挙げることができるであろう。論点①を否定的に②を肯定的に解するのはトーマス裁判官の複数意見（レーンキスト長官およびスカーリア裁判官同調）の立場〔Ａ説〕であり、これに対し、①を肯定的に②を否定的に解するのがスーター裁判官の反対意見（スティーヴンスおよびギンズバーグ両裁判官同調）の立場〔Ｂ説〕である。論点①についての判断を留保しつつ、②を肯定的に解するのが、ケネディ裁判官の結論同調意見（オコナー裁判官同調）〔Ｃ説〕である。

③の論点に関する裁判官の意見分布をチャヴェツ判決⁽³³⁾からみてみると、供述の強要によって自己負罪拒否特権が侵害されるとみる立場（ケネディ、ス

と同趣旨のものと考えられよう。See *United States v. Leon*, 468 U. S. 897 (1984); *Massachusetts v. Sheppard*, 468 U. S. 981 (1984)（両判決につき、井上正仁「排除法則と善意の例外」『団藤重光博士古稀祝賀論文集四巻』（1985年）359頁、鈴木編・前掲注５）『アメリカ刑事判例研究第３巻』68頁（鈴木義男）参照）。

(32) Susan R. Klein, *Identifying and (Re) Formulating Prophylactic Rules, Safe Harbors and Incidental Rights in Constitutional Criminal Procedure*, 99 MICH. L. REV. 1030, 1061 (2001); Yale Kamisar, *The Future of Confession Law: Foreword: From Miranda to § 3501 to Dickerson to...*, 99 MICH. L. REV. 879, 894 n. 65 (2001).

(33) *Chavez v. Martinez*, 538 U. S. 760. 本判決は、損害賠償責任に関する連邦法の規定の適用につき、強要された供述を公判で使用することによって修正５条違反となることを明らかにしている。本判決につき、小川佳樹「自己負罪条項と合衆国法典42篇1983条の損害賠償責任」比較法学38巻２号（予定）参照。

ティーヴンス、ギンズバーグの各裁判官)と、自己負罪拒否特権の核心部分は強要によって得られた供述を公判で使用するにより侵害されるとみる立場(レーンクィスト長官とトーマス、オコナー、スカリア、スーターおよびブライヤーの各裁判官)がある。そこで、論点①を肯定的に②を否定的に解するとしても、何をもって毒樹とみるかで、さらに見解が分かれるものと推測される。B説をとる裁判官のうち、スティーヴンスとギンズバーグ両裁判官にとっては、毒樹とは修正5条違反である〔D説〕。これに対し、スーター裁判官(およびブライヤー裁判官)の考え方によると、ミランダ告知違反は、それだけでは修正5条違反にあたらないが、毒樹ではある〔E説〕。E説は、ミランダ法則を、自己負罪拒否特権の核心部分を保護するための予防準則と捉えて、予防準則違反を毒樹と解するものであるように思われる。E説は、予防準則の憲法準則性を再確認したディカーソン判決の1つの解釈といってよいが、B説・D説同様、タッカー＝エルスタッド両判決との整合性の問題を提起する。両判決の考え方を維持しているのは、A説である。A説(複数意見)は、物的証拠が実際に強要された自白の果実である場合には証拠排除され、ミランダ違反自白の果実である場合には証拠排除されない理由を説明していないが、おそらく、この説では、憲法原則には2種類あり⁽³⁴⁾、ミランダ法則は「第2級の憲法原則」⁽³⁵⁾、あるいは、ミランダ判決は「副次的憲法判断(subconstitutional decision)」⁽³⁶⁾を示したものと解することになろう⁽³⁷⁾。

(34) 予防準則の定立も憲法を実現する1つの方法であり、ミランダ法則の適用を限定する諸判例は、比較衡量の結果がミランダ判決と異なっただけであって、そのことは、限定判例の憲法上の地位ないし正当性とは関係がないとする見解として、David A. Strauss, *The Supreme Court's Power to Issue Prophylactic Rules: Miranda, the Constitution, and Congress*, 99 MICH. L. REV. 958, 968-69 (2001) 参照。なお、予防準則と憲法準則との関係を考究した最近の論文に、Mitchell N. Berman, *Constitutional Decision Rules*, 90 VA. L. REV. 1 (2004) がある。

(35) 鈴木ほか・前掲注4)「座談会」11頁〔鈴木発言〕。

(36) See Yale Kamisar, *Postscript: Another Look at Patane and Seibert, the 2004 Miranda "Poisoned Fruit" Cases*, 2 OHIO ST. J. CRIM. L. 97, 114 (2004).

(37) 「憲法準則」についての理解の多様性は、ディカーソン判決が「妥協判決」であったことを窺わせるに十分である。Donald A. Dripps, *Constitutional Theory for Criminal Procedure: Miranda, Dickerson and the Continuing Quest for Broad-But-Shallow*, 43 WM. & MARY L. REV. 1, 3 (2001) は、ディカーソン判決はレーンクィスト長官が多数意見を構成するため多くを語ら

V おわりに

本件サイバート判決後は、「意図的な」2段階の取調べ技術が使用された場合、ミランダ告知を受けてなされた(第2)自白の許容性は、その告知の有効性の有無によって判断される。複数意見は、自白の許容性をミランダ告知の有効性にかからしめることにより、ミランダ違反供述の毒樹適格性についての判断を避け、ミランダ法則の憲法準則としての意義を明らかにしてはいない。

決定票をもっているケネディ裁判官の結論同調意見は、ミランダ告知にあたって、第1供述は使用できない旨の説明を加えることにより告知が有効となりうることを示唆している⁽³⁸⁾が、そうだとすると、取調官としては、意図的にミランダ告知をしないで第1自白を採取しても、得るものは何もないはずであり、むしろ、初めにミランダ告知をするインセンティブを与えられるものといえよう。いずれにせよ、複数意見は、ミランダ告知の有効性を第2自白の許容性を認めるための不可欠な要件とする点で、反対意見よりミランダ法則を重んずる立場にあることだけは確かである。

他方、ミランダ違反自白の果実である物的証拠については、パターン判決において、A・C両説の裁判官によってその許容性が認められた。ミランダ違反が意図的な場合であっても結論は異ならないであろうとの見方⁽³⁹⁾も示されており、本判決により、ミランダ法則は、その射程範囲を大幅に縮減され、その「行為準則」としての意義をも大きく減殺されたというほかない。

(洲見光男)

ず、限定判例を含めミランダ法則を確認した妥協判決であったとする。

(38) Missouri v. Seibert, 124 S. Ct. at 2616.

(39) Kamisar, *supra* note 36, at 113.